

第13次鳥獣保護管理事業計画書

～適正な管理をすすめて、人と野生鳥獣が真に共生する社会を目指して～

令和4年3月
新潟県

目 次

はじめに	1
第1 計画の期間	2
第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	2
1 鳥獣保護区の指定	2
(1) 方針	
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	
2 特別保護地区の指定	8
(1) 方針	
(2) 特別保護地区指定計画	
(3) 特別保護地区の指定内訳	
3 休猟区の指定	10
(1) 方針	
(2) 休猟区指定計画	
(3) 特例休猟区指定計画	
4 鳥獣保護区の整備等	12
(1) 方針	
(2) 整備計画	
第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	13
1 鳥獣の人工増殖	13
(1) 方針	
(2) 人工増殖計画	
2 放鳥獣	13
(1) 方針	
(2) 放鳥計画及び幼鳥の入手計画	

第4	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	14
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	14
	(1) 希少鳥獣	
	(2) 狩猟鳥獣	
	(3) 外来鳥獣	
	(4) 指定管理鳥獣	
	(5) 一般鳥獣	
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	15
	(1) 許可しない場合の基本的考え方	
	(2) 許可に当たっての条件の考え方	
	(3) わなの使用に当たっての許可基準	
	(4) 空気銃の使用に当たっての許可基準	
	(5) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	
	(6) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	
2-1	学術研究を目的とする場合	17
	(1) 学術研究	
	(2) 標識調査	
2-2	鳥獣の保護を目的とする場合	19
	(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	
	(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	
	(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	
2-3	鳥獣の管理を目的とする場合	20
	(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合	
	(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	
2-4	その他特別の事由の場合	30
3	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	31
3-1	捕獲許可した者への指導	31
	(1) 捕獲物又は採取物の処理等	
	(2) 従事者の指揮監督	
	(3) 危険の予防	
	(4) 錯誤捕獲の防止	

3-2	許可権限の市町村長への移譲	34
3-3	鳥類の飼養登録	36
	(1) 方針	
	(2) 飼養の適正化のための指導内容	
3-4	販売禁止鳥獣等の販売許可	36
	(1) 方針	
	(2) 許可の条件	
第5	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	37
1	特定猟具使用禁止区域の指定	37
	(1) 方針	
	(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	
	(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	
2	特定猟具使用制限区域の指定	39
3	猟区設定のための指導	39
4	指定猟法禁止区域	40
	(1) 方針	
	(2) 指定計画	
第6	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	41
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事	41
2	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事	41
3	第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する事	42
第7	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	43
1	方針	43
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	43
	(1) 方針	
	(2) 鳥獣生息分布調査	

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	
(4) 狩猟鳥獣生息調査	
(5) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査	
3 法に基づく諸制度の運用状況調査	47
(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	
(2) 捕獲等情報収集調査	
(3) 制度運用の概況情報	
4 新たな技術の研究開発	48
(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及	
(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及	
(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及	
第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	49
1 鳥獣行政担当職員	49
(1) 方針	
(2) 設置計画	
(3) 研修計画	
2 鳥獣保護管理員	51
(1) 方針	
(2) 設置計画	
(3) 年間活動計画	
(4) 研修計画	
3 保護及び管理の担い手の育成及び確保	52
(1) 方針	
(2) 研修計画	
(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策	
(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保	
4 鳥獣保護管理センター等の設置	54
(1) 方針	
(2) 鳥獣保護管理センター等の整備及び運営計画	

5	取締り	55
	(1) 方針	
	(2) 年間計画（月別重点事項）	
6	必要な財源の確保	55
第9	その他	56
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	56
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	56
3	狩猟の適正化	56
4	傷病鳥獣救護への対応	56
	(1) 方針	
	(2) 体制	
	(3) 傷病鳥獣の個体の処置	
	(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策	
	(5) 放野	
5	油等による汚染に伴う水鳥等の救護	57
6	感染症への対応	58
	(1) 高病原性鳥インフルエンザ	
	(2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）	
	(3) その他感染症	
7	普及啓発	60
	(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	
	(2) 安易な餌付けの防止	
	(3) 猟犬の適切な管理	
	(4) 野鳥の森等の整備	
	(5) 愛鳥モデル校の指定	
	(6) 法令の普及徹底	

はじめに

本県は、本州の中央部よりやや北の日本海側に位置し、面積 1,258,346ha を有している。海岸線は 634.6 km(越後側 331.1 km、佐渡、粟島 303.5 km)と長く、内陸部には、越後、頸城の両平野、信濃川、阿賀野川の大河川をはじめ、大小様々な河川湖沼が点在している。県境は、北から朝日山地、飯豊山地、越後山脈、三国山脈並びに西側に頸城山地及び本県最高峰の小蓮華山(2,766m)を擁する白馬山地と山岳地帯が連なっている。気候は典型的な日本海型を示し、冬季には大陸から吹き寄せる寒気が日本海で膨大な水蒸気の供給を受け、内陸部では積雪が多いが、海岸部及び対馬暖流の影響を受ける佐渡、粟島では少なく、平均気温も内陸部に比べ高い。

そのため、植物相は、内陸部では雪国型植物が、また佐渡、粟島及び沿岸部では常緑広葉樹等の暖地性植物が見られ、多様な分布形態となっている。

このように自然環境に恵まれた本県には、多くの鳥獣が生息している。鳥類では、これまで約 440 種が確認されており、夏鳥の繁殖地・旅鳥の中継地として重要な地域となっている。特に、ラムサール条約登録湿地である新潟市西区の佐潟(平成 8 年 3 月指定)をはじめとした県内各地の湖沼は、全国有数のガン・カモ・ハクチョウ類の集団渡来地となっている。

また、獣類では、平場から高山地帯に至る森林地帯を中心に約 50 種の哺乳類が生息しており、本県の地理的条件から東日本系と中部日本系との分布上の境界に当たっていることや、佐渡には固有種が見られるなど特色ある動物相が形成されている。

一方、近年では、野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系への被害が深刻化している地域が出てきているなど、人と野生鳥獣の軋轢の増大が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、希少鳥獣などの国際的又は全国的に保護を図る必要がある種については、適切に保護しつつ、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシ等の生活環境、農林水産業に深刻な被害を及ぼしている種については、人間との棲み分けを図るためのゾーン区分を設定し、「侵入防止対策」、「個体数・個体群管理」、「生息環境管理」に関係者一体となって取り組むことにより、人と野生鳥獣が真に共生できる地域づくりを進め、県民の良好な生活環境の確保及び活力に満ちた地域社会を実現するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 4 条の規定に基づき、第 13 次鳥獣保護管理事業計画を策定するものである。

第1 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣類の保護を図ることは、生物の多様性を保全しつつ、かつ県民に潤いある生活環境を提供することになることから、これまでも鳥獣保護管理事業計画において、農林水産業などの振興との調整を図りながら、鳥獣保護区の指定を進めてきた。

第13次鳥獣保護管理事業計画においては、既に環境省の基準指定面積を達成しているところであるが、環境基本計画や生物多様性国家戦略の理念を踏まえ、全国的に生息数の減少や繁殖成功率の低下が危惧されているイヌワシ等希少猛禽類をはじめ多様な鳥獣類の保護を図るため、計画期間中に存続期間の満了する鳥獣保護区については、原則として指定期間を更新するものとする。

指定に当たっては、関係者の合意形成に努めるとともに、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等人間の活動と鳥獣の適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。特に指定する区域周辺での農林水産業被害に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう対応するものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が生息する地域、鳥獣の生息密度の高い地域、植生・地形等が鳥獣の生息に適している地域について指定するものとし、指定に当たっては、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域、その地方を代表する森林植生が含まれる地域、地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域について指定するものとし、指定に当たっては1箇所当たりの面積を10,000ha以上とする。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域であって、渡来する鳥獣の種類又は個体数の多い地域、かつて渡来する鳥類の種又は個体数の多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必

要かつ可能と考えられる地域について指定するものとし、指定に当たっては鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場、又はねぐらとするための後背地、又は水面等も可能な限り含めるものとする。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定するものとし、指定に当たっては、採餌若しくは休息の場、又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの保護上必要な地域について指定するものとする。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定するものとする。しかし、本県では現時点において「生息地回廊の保護区」の該当地域がなく、本計画期間内における指定計画はない。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するために必要と認められる地域について、指定するものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	85	46	箇所						0						0
	面積(ha)	25,500	83,599.5	変動面積(ha)						0						0
大規模生息地	箇所		2	箇所						0						0
	面積(ha)		51,974.0	変動面積(ha)						0						0
集団渡来地	箇所		8	箇所						0						0
	面積(ha)		1,781.4	変動面積(ha)						0						0
集団繁殖地	箇所		1	箇所						0						0
	面積(ha)		986.0	変動面積(ha)						0						0
希少鳥獣生息地	箇所		2	箇所						0						0
	面積(ha)		3,809.4	変動面積(ha)						0						0
生息地回廊	箇所			箇所						0						0
	面積(ha)			変動面積(ha)						0						0
身近な鳥獣生息地	箇所		28	箇所						0						0
	面積(ha)		10,761.0	変動面積(ha)						0						0
計	箇所		87	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積(ha)		152,911.3	変動面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分		本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**	
		4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)			
森林鳥獣生息地	箇所						0							0	0	46
	変動面積(ha)						0							0	0	83,599.5
大規模生息地	箇所						0							0	0	2
	変動面積(ha)						0							0	0	51,974.0
集団渡来地	箇所						0							0	0	8
	変動面積(ha)						0							0	0	1,781.4
集団繁殖地	箇所						0							0	0	1
	変動面積(ha)						0							0	0	986.0
希少鳥獣生息地	箇所						0							0	0	2
	変動面積(ha)						0							0	0	3,809.4
生息地回廊	箇所						0							0	0	0
	変動面積(ha)						0							0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所						0							0	0	28
	変動面積(ha)						0							0	0	10,761.0
計	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87
	変動面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	152,911.3

*箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

①鳥獣保護区の指定計画

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区 新規指定箇所なし
- 2) 大規模生息地の保護区 新規指定箇所なし
- 3) 集団渡来地の保護区 新規指定箇所なし
- 4) 集団繁殖地の保護区 新規指定箇所なし
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区 新規指定箇所なし
- 6) 生息地回廊の保護区 新規指定箇所なし
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区 新規指定箇所なし

②既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	異動前の面積 (ha)	異動面積(ha)	異動後の面積 (ha)	変更後の指定期間	変更理由	備考
4	身近な鳥獣生息地	原巻	期間更新	42	0	42	令4.11.1 ~ 令24.10.31		
4	身近な鳥獣生息地	栃尾中央	期間更新	166	0	166	令4.11.1 ~ 令24.10.31		
4	森林鳥獣生息地	八方台いこいの森	期間更新	10	0	10	令4.11.1 ~ 令24.10.31		
4	森林鳥獣生息地	船岡山・山本山	期間更新	453	0	453	令4.11.1 ~ 令24.10.31		
4	身近な鳥獣生息地	柏崎港	期間更新	375	0	375	令4.11.1 ~ 令24.10.31		
4	森林鳥獣生息地	米山	期間更新	2,336	0	2,336	令4.11.1 ~ 令24.10.31		
4	身近な鳥獣生息地	中頸城海岸	期間更新	2,411	0	2,411	令4.11.1 ~ 令14.10.31		
		7箇所		5,793	0	5,793			
5	森林鳥獣生息地	五頭連峰	期間更新	1,921	0	1,921	令5.11.1 ~ 令25.10.31		
5	森林鳥獣生息地	十字峽	期間更新	8,847	0	8,847	令5.11.1 ~ 令15.10.31		
5	森林鳥獣生息地	佐武流山	期間更新	4,446	0	4,446	令5.11.1 ~ 令15.10.31		
5	身近な鳥獣生息地	能生	期間更新	413	0	413	令5.11.1 ~ 令15.10.31		
5	身近な鳥獣生息地	新穂	期間更新	260	0	260	令5.11.1 ~ 令15.10.31		
		5箇所		15,887	0	15,887			
6	集団繁殖地	粟島	期間更新	986	0	986	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
6	森林鳥獣生息地	山北	期間更新	450	0	450	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
6	森林鳥獣生息地	三面	期間更新	2,138	0	2,138	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
6	森林鳥獣生息地	瀬波	期間更新	637	0	637	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
6	身近な鳥獣生息地	お幕場	期間更新	418	0	418	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
6	森林鳥獣生息地	鷹の巣	期間更新	1,152	0	1,152	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
6	森林鳥獣生息地	胎内	期間更新	3,346	0	3,346	令6.11.1 ~ 令26.10.31		
6	身近な鳥獣生息地	中野俣	期間更新	31	0	31	令6.11.1 ~ 令26.10.31		
6	森林鳥獣生息地	山ノ相川	期間更新	375	0	375	令6.11.1 ~ 令26.10.31		

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)	変更後の指定期間	変更理由	備考
6	身近な鳥獣生息地	雲洞庵	期間更新	2	0	2	令6.11.1 ~ 令26.10.31		面積内訳変更 (総面積変更なし)
6	森林鳥獣生息地	中之島	期間更新	720	0	720	令6.11.1 ~ 令26.10.31		
6	森林鳥獣生息地	伊達原	期間更新	940	0	940	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
6	森林鳥獣生息地	松之山	期間更新	1,530	0	1,530	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
6	身近な鳥獣生息地	柏崎	期間更新	500	0	500	令6.11.1 ~ 令26.10.31		
6	集団渡来地	大池	期間更新	350	0	350	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
6	身近な鳥獣生息地	春日山	期間更新	70	0	70	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
6	集団渡来地	高田城跡	期間更新	63	0	63	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
6	大規模生息地	妙高山	期間更新	13,846	0	13,846	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
6	森林鳥獣生息地	月不見の池	期間更新	180	0	180	令6.11.1 ~ 令16.10.31		
		19箇所		27,734	0	27,734			
7	身近な鳥獣生息地	貝屋	期間更新	5	0	5	令7.11.1 ~ 令27.10.31		
7	集団渡来地	清潟	期間更新	25	0	25	令7.11.1 ~ 令27.10.31		
7	集団渡来地	弁天潟	期間更新	7	0	7	令7.11.1 ~ 令27.10.31		
7	集団渡来地	五十公野公園	期間更新	128	0	128	令7.11.1 ~ 令27.10.31		
7	身近な鳥獣生息地	松浦	期間更新	21	0	21	令7.11.1 ~ 令27.10.31		
7	身近な鳥獣生息地	愛宕山	期間更新	5	0	5	令7.11.1 ~ 令27.10.31		
7	森林鳥獣生息地	吉津	期間更新	258	0	258	令7.11.1 ~ 令27.10.31		
7	森林鳥獣生息地	麒麟山	期間更新	70	0	70	令7.11.1 ~ 令27.10.31		
7	森林鳥獣生息地	西山	期間更新	350	0	350	令7.11.1 ~ 令27.10.31		
7	身近な鳥獣生息地	悠久山	期間更新	80	0	80	令7.11.1 ~ 令27.10.31		
7	森林鳥獣生息地	坂戸山	期間更新	1,283	0	1,283	令7.11.1 ~ 令27.10.31		
7	森林鳥獣生息地	竜ヶ窪	期間更新	341	0	341	令7.11.1 ~ 令17.10.31		
7	森林鳥獣生息地	八石山	期間更新	277	0	277	令7.11.1 ~ 令27.10.31		
7	身近な鳥獣生息地	山部	期間更新	95	0	95	令7.11.1 ~ 令17.10.31		
7	森林鳥獣生息地	いもり池	期間更新	87	0	87	令7.11.1 ~ 令17.10.31		
7	森林鳥獣生息地	小滝	期間更新	560	0	560	令7.11.1 ~ 令17.10.31		
7	身近な鳥獣生息地	真野公園	期間更新	13	0	13	令7.11.1 ~ 令17.10.31		
		17箇所		3,605	0	3,605			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)	変更後の指定期間	変更理由	備考
8	森林鳥獣生息地	乙	期間更新	656	0	656	令8.11.1 ~ 令28.10.31		
8	身近な鳥獣生息地	二貫寺の森	期間更新	37	0	37	令8.11.1 ~ 令18.10.31		
		2箇所		693	0	693			
	合 計	50箇所		53,712	0	53,712			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、特に良好な生息環境の確保が求められる保護区について、特別保護地区として指定する。
第12次鳥獣保護管理事業計画までに指定した特別保護地区のうち、第13次鳥獣保護管理事業計画期間中に存続期間が満了するものについて再指定する。

(2) 特別保護地区指定計画

区分	特別保護地区指定の目標	既設特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定を含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
			4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	23	1						0						0
	面積(ha)	8,360	1,452						0						0
大規模生息地	箇所		2			1			1						0
	面積(ha)		2,838			2,516			2,516						0
集団渡来地	箇所		0						0						0
	面積(ha)		0						0						0
集団繁殖地	箇所		1			1			1						0
	面積(ha)		30			30			30						0
希少鳥獣生息地	箇所		2						0						0
	面積(ha)		3,809.4						0						0
生息地回廊	箇所		0						0						0
	面積(ha)		0						0						0
身近な鳥獣生息地	箇所		1					1	1						0
	面積(ha)		2					2	2						0
計	箇所		7			2	0	0	3	0	0	0	0	0	0
	面積(ha)		8,131.4			2,546	0	0	2,548	0	0	0	0	0	0

区分		本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に廃止又は期間満了となる特別保護地区(再指定を含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
		4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇所						0						0	0	1
	変動面積(ha)						0						0	0	1,452
大規模生息地	箇所						0			1			1	0	2
	変動面積(ha)						0			2,516			2,516	0	2,838
集団渡来地	箇所						0						0	0	0
	変動面積(ha)						0						0	0	0
集団繁殖地	箇所						0			1			1	0	1
	変動面積(ha)						0			30			30	0	30
希少鳥獣生息地	箇所						0						0	0	2
	変動面積(ha)						0						0	0	3,809.4
生息地回廊	箇所						0						0	0	0
	変動面積(ha)						0						0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所						0		1				1	0	1
	変動面積(ha)						0		2				2	0	2
計	箇所		0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3	7
	変動面積(ha)		0	0	0	0	0	0	0	2	2,546	0	0	2,548	0

*箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特別保護地区の指定内訳

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定地域		備考
	鳥獣保護区の分類	鳥獣保護区名	指定面積(ha)	存続期間	指定面積(ha)	存続期間	指定面積(ha)	存続期間	
5	身近な鳥獣生息地	新穂	260	令5.11.1 ~ 令15.10.31	2	令5.11.1 ~ 令15.10.31			新穂特別保護地区 再指定
		1箇所	260		2				
6	集団繁殖地	粟島	986	令6.11.1 ~ 令16.10.31	30	令6.11.1 ~ 令16.10.31			立島特別保護地区 再指定
6	大規模生息地	妙高山	13,846	令6.11.1 ~ 令16.10.31	2,516	令6.11.1 ~ 令16.10.31			火打山特別保護地区 再指定
		2箇所	14,832		2,546				
合計		3箇所	15,092		2,548				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域について、特定鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等を勘案しながら、より地域の実情を考慮した指定を行うよう努めるものとする。

ただし、鳥獣による農林水産業等への被害が高止まりする中、狩猟者の減少により捕獲圧が弱まっている状況であることから、新規休猟区の指定は大型獣の被害のない佐渡のみとし、他地域での指定は原則として行わないものとする。

指定に当たっては、農林水産業関係者や地元住民等の理解が得られるよう留意する。

(2) 休猟区指定計画

年度	休猟区指定所在地	休猟区名	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
4	佐渡市	西三川	2.012	3年	
1か所			2.012		

年度	休猟区指定所在地	休猟区名	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
5	佐渡市	入川	2.997	3年	
1か所			2.997		

年度	休猟区指定所在地	休猟区名	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
6	佐渡市	小倉	2.922	3年	
1か所			2.922		

年度	休猟区指定所在地	休猟区名	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
7	佐渡市	真野	4,200	3年	
1か所			4,200		

年度	休猟区指定所在地	休猟区名	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
8	佐渡市	羽茂	840	3年	
1か所			840		

合計	5か所	(ha) 12,971
----	-----	----------------

(3) 特例休猟区指定計画

狩猟鳥獣による農林水産業等への被害状況に応じて、休猟区内でも第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる区域(特例休猟区)の指定に努めるものとする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区には、鳥獣保護管理員が中心となり制札及び案内板等を設置し、鳥獣保護区であることを周知するとともに、鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。また、愛鳥モデル校の活動の一環として、身近な鳥獣生息地の保護区及び近隣の鳥獣保護区並びに校庭などに巣箱の架設、食餌植物の植栽、啓発標識板の設置を行い、野鳥愛護の普及・啓発に努める。

ア 巣箱は、愛鳥モデル校を中心に、児童生徒等により作製・架設する。

イ 食餌植物は、身近な鳥獣生息地の保護区及び校庭などに植栽することとし、鳥獣保護区内に植栽する場合はその自然環境に適した植物を選ぶ。

ウ 啓発標識板は、身近な鳥獣生息地の保護区及びハイキング・登山などの利用者の多い鳥獣保護区に設置する。

エ 案内板は、利用者の多い鳥獣保護区を中心に、利用者の目に付きやすい場所に設置する。

オ 制札は、鳥獣保護区の境界に設置する。

カ 設置した標識類が常に所期の目的を果たすよう鳥獣保護管理員が定期的な巡視を行う。

(2) 整備計画

①管理施設の設置

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	実施箇所数	数量	実施箇所数	数量	実施箇所数	数量	実施箇所数	数量	実施箇所数	数量	
標識類	制札	10	100本	10	100本	10	100本	10	100本	10	100本
	案内板	3	3基	3	3基	3	3基	3	3基	3	3基
	啓発標識板	5	50枚	5	50枚	5	50枚	5	50枚	5	50枚
標識類の整備	新設及び更新を行う。 鳥獣保護区を中心に 案内板、制札を整備する。		同左		同左		同左		同左		

②利用施設の整備

巣箱の設置、食餌植物の植栽等について、必要に応じて実施する。

③調査巡視等の計画

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理 員等	箇所数	87か所	87か所	87か所	87か所
	人数	82人	82人	82人	82人
管理のための 調査の実施	鳥獣保護管理員による鳥獣保護区 の巡視及び生息動向の把握		同左	同左	同左

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖及び放鳥獣については、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた慎重な対応を行う。

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

国特別天然記念物トキについては、環境省の委託を受け、その基本方針により実施することとする。

また、狩猟鳥のヤマドリについては、人工増殖を行っている者に委託することとし、狩猟資源の確保に努める。

(2) 人工増殖計画

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	実施方法	
4年度	トキ	環境省の方針による。 1 飼育及び管理 2 定期健康診断及び傷病時における治療 3 生態の記録 4 野生復帰活動	ヤマドリ	ヤマドリの人工増殖を行っている者に委託する。	
5年度	トキ		ヤマドリ		
6年度	トキ		ヤマドリ		
7年度	トキ		ヤマドリ		
8年度	トキ		ヤマドリ		

2 放鳥獣

(1) 方針

狩猟資源を確保するため、県内でヤマドリの人工増殖を行っている者に委託し、放鳥する。

放鳥するヤマドリは、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものとし、特に高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、人工増殖業者に対する衛生管理の徹底や個体の健康状態の確認等に係る要請、放鳥事業を見合わせる等の対応について検討する。

放鳥を取りやめる場合は、当該鳥類の保護規制の活用等により、当該地域の狩猟資源が過剰に捕獲されることのないよう留意する。

また、哺乳類については、人工繁殖個体の放鳥は行わないこととする。

(2) 放鳥計画及び幼鳥の入手計画

ア 放鳥計画

種類名	放鳥の地域	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			計		
		日齢	箇所	羽	日齢	箇所	羽	日齢	箇所	羽	日齢	箇所	羽	日齢	箇所	羽	日齢	箇所	羽
ヤマドリ	鳥獣保護区	100	0	0	100	0	0	100	0	0	100	0	0	100	0	0	100	0	0
	休猟区	100	5	450	100	5	450	100	5	450	100	5	450	100	5	450	100	25	2,250
	その他	100	0	0	100	0	0	100	0	0	100	0	0	100	0	0	100	0	0
	計		5	450		5	450		5	450		5	450		5	450		25	2,250
トキ	鳥獣保護区	環境省の計画によるものとする。																	
	計																		

イ 幼鳥の入手計画

種類名	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			計		
	委託生産	購入	その他															
ヤマドリ	450	0	0	450	0	0	450	0	0	450	0	0	450	0	0	2,250	0	0

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 対象種

希少鳥獣は、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護若しくは管理を進める必要がある鳥獣を環境省令で定める。国は、レッドリストの見直し又は適切な保護若しくは管理の手法が確立した段階で対象種を見直す。なお、県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣も対象とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直す。

なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として扱う。

② 保護及び管理の考え方

環境大臣による適切な捕獲許可、鳥獣保護区(希少鳥獣生息地の保護区)の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組みを行う。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

狩猟鳥獣は、地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの、狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、当該鳥獣の保護の観点、生物多様性の確保の観点及び社会的・経済的な観点のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさない鳥獣を環境省令で定める。

② 保護及び管理の考え方

狩猟鳥獣の保護の観点から生息状況等の情報を踏まえながら、休猟区の指定、捕獲等の制限等により、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

なお、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

外来鳥獣は、我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

② 管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、被害の防止を図るものとする。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を実施する。

(4) 指定管理鳥獣

① 対象種

全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生息環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣を除く。)として、環境省令で定める。

② 管理の考え方

地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進する。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ 愛玩飼養を目的とする場合

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なものの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下の基準を満たすものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマやカモシカ等の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

① イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないもの、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 空気銃の使用に当たっての許可基準

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

(5) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲は認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(6) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 研究の目的及び内容

次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。

- (ア) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。
ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- (イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- (ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。
また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- (エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公開されるものであること。

捕獲等の目的	許可権者	許可基準				備考		
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲等期間	捕獲等区域			
学術研究(標識調査を除く)	市町村長 (ただし、捕獲区域が複数市町村にまたがる場合、鳥類の卵を採取等する場合※又は、以下の鳥獣は知事。ヒクイナ、サカンフグ、オオジシギ、マガシ、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カシムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビシ、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニユウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシ。希少鳥獣は環境大臣。)	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)。	1年以内	研究の目的を達成するために必要な区域	次の条件に適合するものであること。 ・法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟具、猟法でないこと。 ・殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であつて、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。	捕獲等又は採取等後の措置は、次の条件に適合するものであること。 ・殺傷又は損傷を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ・個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 ・電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。	原則として左の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

※「新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」別表(3)9に規定する市町村の区域内は当該市町村長

(2) 標識調査

捕獲等の目的	許可権者	許可基準					留意事項	備考
		許可対象者	鳥の種類及び数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法		
標識調査(環境省足環を装着する場合)	市町村長 (ただし、捕獲区域が複数市町村にまたがる場合は、以下の鳥獣は知事。ヒクイナ、サカヅラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニユウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシ。希少鳥獣は環境大臣。)	国又は都道府県の鳥獣行政事務担当職員若しくは国又は都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)	標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種についてはこの限りでない。	1年以内	施行規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。	わな、網又は手捕	捕獲等又は採取等後は、足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。	原則として左の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

第一種特定鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期的にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

捕獲等の目的	許可権者	許 可 基 準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項	
第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭又は個)	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間(複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応する)	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	可能な限り対象鳥獣の殺傷又は損傷を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。		原則として左の許可基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域	法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。		
傷病により保護を要する鳥獣の保護	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)	1年以内	必要と認められる区域	法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。		

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

捕獲等の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項	
第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整	知事※	原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整は、対象区域内において第二種特定鳥獣管理実施計画を策定した市町村長。捕獲等に従事する者については、2-3(2)-④イに準ずるものとする。	捕獲数は各第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭又は個)	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。 (注) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	銃器、わな		

※鳥獣被害防止特措法第4条に規定する許可権限委譲事項を記載した被害防止計画を作成した市町村の区域内において、同条第2項第4号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする場合にあっては、許可権者を「同法第4条に規定する許可権限委譲事項を記載した被害防止計画を作成した市町村長」とする。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

① 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下、「被害」という。)の防止の目的の捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合(以下、「予察」という。)についても許可する。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

予察による被害防止の目的での捕獲(以下「予察捕獲」という。)対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等の予察をするものとし、予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

ア 予察表

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生場所	備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
スズメ	イネ				←	→									水田一帯	
ハシブトガラス ハシボソガラス	イネ、ダイズ、スイカ、メロン、モモ、ブドウ トマト、トウモロコシ等、生活環境汚染	←								→					耕地一帯、市街地、公共の建物	
カルガモ	イネ	←	→				←	→							水田一帯	
キジバト	イネ、ダイズ、アズキ、トウモロコシ等	←								→					耕地一帯	
ムクドリ	モモ、ブドウ、サクランボ、ナシ、カキ等		←							→					果樹園一帯	
カワラバト(ドバト)	イネ、ダイズ、アズキ、トウモロコシ等 生活環境汚染	←												→	耕地一帯、市街地、公共の建物	
ゴイサギ	コイ、キンギョ等	←								→					養殖池、放流湖沼	
カワウ	アユ、ヤマメ、コイ等	←												→	養殖池、放流河川	
ノウサギ	スギ、キリ、野菜類												←	→	耕地、造林地一帯	
ツキノワグマ	トウモロコシ、サツマイモ、カキ、スイカ、リンゴ スギ等、人身被害	←								→				←	耕地一帯、森林地帯	
ニホンザル	シイタケ、イネ、ダイズ等、人身被害	←								→				←	耕地一帯	
タヌキ	スイカ、メロン、野菜等			←						→					耕地一帯	
イノシシ	イネ、ダイズ、野菜等、人身被害	←												→	耕地一帯	
ニホンジカ	イネ、果樹等、人身被害	←												→	耕地一帯	
ハクビシン	果樹、野菜等、生活環境汚染	←												→	耕地一帯、市街地、公共の建物	

イ 予察表に係る方針等

予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。

③ 鳥獣の適正管理の実施

農林水産物や生活環境等に被害を与えている鳥獣のうち、特に被害の大きい、若しくは近年被害が急激に増えつつあるニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カワウ等について、関係機関と連携してその防除方法、個体群管理を検討する。

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備考
ニホンザル	4～8	地域住民、市町村行政関係者、鳥獣保護団体、狩猟者団体、研究者等と連携して、健全な生息状況を維持しつつ被害を軽減させる効果的な防除方法について検討を進めるとともに、必要に応じ生息数、分布域等の生息状況を把握しながら人間の生活域への出没状況、農作物等の被害状況を考慮した群等の管理の方法について検討を行うことにより、適正な管理に努める。 なお、個体群管理については、第三期新潟県ニホンザル管理計画に基づいて実施する。	
ツキノワグマ	4～8	地域住民、市町村行政関係者、鳥獣保護団体、狩猟者団体、研究者等と連携して、生息数、分布域等の生息状況に応じた個体群管理の方法と効果的な防除方法を、生息調査結果並びに人間の生活域への出没状況、農作物及び人的被害等を考慮した上で検討を行うことにより、適正な管理に努める。 なお、個体群管理については第三期新潟県ツキノワグマ管理計画に基づいて実施する。	
イノシシ	4～8	地域住民、市町村行政関係者、鳥獣保護団体、狩猟者団体、研究者等と連携して、生息数、分布域等の生息状況に応じた個体群管理や被害防除対策等を検討し、適正な管理に努める。 なお、第三期新潟県イノシシ管理計画に基づき、被害防除や個体群管理等総合的な対策を実施する。	
ニホンジカ	4～8	地域住民、市町村行政関係者、鳥獣保護団体、狩猟者団体、研究者等と連携して、生息数、分布域等の生息状況に応じた個体群管理や被害防除対策等を検討し、適正な管理に努める。 なお、第二期新潟県ニホンジカ管理計画に基づき、被害防除や個体群管理等総合的な対策を実施する。	
カワウ	4～8	地域住民、市町村行政関係者、鳥獣保護団体、狩猟者団体、研究者等と連携して、生息数、分布域等の生息状況に応じた個体群管理の方法と効果的な防除方法を、生息調査結果並びに水産物被害等を考慮した上で検討を行うことにより、適正な管理に努める。 なお、新潟県カワウ管理計画に基づき、被害防除や個体群管理等総合的な対策を実施する。	
その他の鳥獣	4～8	必要に応じて、防除方法の調査や個体群管理の体制整備について検討する。	

④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

被害の防止の目的での捕獲は、被害が現に生じている場合又はそのおそれのある場合において許可する。許可に当たっては、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、捕獲の対象となる鳥獣の生息状況等に応じた適正な捕獲の実施を図るものとする。

なお、指定管理鳥獣及び外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合にあつては、当該鳥獣の積極的な被害の防止の目的での捕獲を推進する。

イ 許可基準

i 捕獲等の実施者

捕獲等を実施する者は、原則として次の事項に該当する者とする。

また、捕獲等の実施者の数は、被害実態、被害面積等を勘案し、捕獲に必要な人員とするが、事故防止等の観点から複数人が望ましい。

- ・ 銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持(空気銃を使用する場合にあつては、第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)し、次のいずれかに該当する者。
 - 1) 銃器に係る狩猟者登録を許可申請年度又は直前の年度に行っている者
 - 2) 1)に該当する者の指導・監督のもと共同で捕獲等を行う者
- ・ 網を使用する場合は網猟免許、わなを使用する場合はわな猟免許を所持する者。
- ・ 狩猟免許を受けていない者に対しては、次のいずれかの場合に該当するときは、許可できるものとする。
 - 1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて、タヌキ、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であつて、次に掲げる場合
ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であつて、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
 - 2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を銃器の使用以外の方法により捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
 - 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカ等の鳥獣を捕獲する場合
 - 4) 法人等が複数の捕獲従事者で構成する捕獲隊を編成する場合の許可で、網又はわなを使用する場合は、以下の①から④の条件を全て満たす場合
 - ① 従事者の中に猟法の種類に応じた免許所持者が含まれること
 - ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
 - ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
 - ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
 - 5) 森林管理署長等が、昭和38年12月4日付38林野造第2047号林野庁通達により、農林水産業や生態系への被害防止のために、国有林野関係職員を捕獲従事者として選任し、許可権者と協議を行い安全管理に十分留意したうえで捕獲等を行う場合
- ・ 過去に狩猟関係法令に違反したことがない者。

ii 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等については、当該計画における目標との整合に配慮する。

iii 期間

原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

iv 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

v 捕獲方法

捕獲方法及び猟具は原則として法第2条第6項によるものとし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なもの。法第36条で禁止されている捕獲手段は用いることはできないが、環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りでない。

vi その他

1) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

2) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

3) 被害がまれであるまたは従来の許可実績が僅少な種の取扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

4) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

許可権者	鳥獣名	許可基準							備考
		方法	区域	時期	期間	1人当たり最多捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項	
市町村長 (ただし、捕獲区域が複数市町村にまたがる場合、飛行場の区域内で航空機の安全航行のため捕獲を行う場合又は鳥類の卵を採取等する場合は知事※)	スズメ	銃器、 わな等	被害発生地区及びその周辺 なお、佐渡島内におけるノウサギの捕獲許可にあたっては、生息数の減少傾向を考慮し、特に慎重に取り扱うものとする。	4～3月	年度内で12か月以内	必要な羽数	捕獲等に伴う事故等によって生じる損失について、賠償する能力を有する者で次のいずれかに該当する者 ・被害を受けた個人 ・被害を受けた者から捕獲等の依頼を受けた者又は法人等(市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。)	効率的な捕獲等について留意する。また、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカについては、「別表 ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカの被害の防止の目的での捕獲に関する留意点」に留意する。	飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可や、電気事故の防止のためのカラス類及びその卵の捕獲許可など、特別な理由が認められる場合は、捕獲許可期間等はこの限りではない。
	カラス			4～3月		必要な羽数			
	カルガモ			4～3月		必要な羽数			
	キジバト			4～3月		必要な羽数			
	ムクドリ			4～3月		必要な羽数			
	カワウ			4～3月		必要な羽数			
	カワラバト(ドバト)			4～3月		必要な羽数			
	ゴイサギ			4～3月		必要な羽数			
	ノウサギ			4～3月		必要な頭数			
	ニホンザル			4～3月		必要な頭数			
	タヌキ			4～3月		必要な頭数			
	イノシシ			4～3月		必要な頭数			
	ニホンジカ			4～3月		必要な頭数			
	ハクビシン			4～3月		必要な頭数			
	上述及びツキノワグマ以外の鳥獣(ただし以下の鳥獣及び希少鳥獣を除く。 ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カムムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカシヨウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニユウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシ。)			被害発生時期又は被害を予防できる時期		必要な頭羽数			
ツキノワグマ	銃器はこわな		1～12月	1か月以内	必要な頭数				

※「新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」別表(3)9に規定する市町村の区域内は当該市町村長

許可権者	鳥獣名	許 可 基 準						備考
		方法	区域	時期	期間	1人当たり最多捕獲羽(頭)数	許可対象者	
知 事	ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サトトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシ ※希少鳥獣は環境大臣許可	銃器、わな等	被害発生地区及びその周辺	被害発生時期又は被害を予防できる時期	3か月以内	必要な頭羽数	捕獲等に伴う事故等によって生じる損失について、賠償する能力を有する者で次のいずれかに該当する者 ・被害を受けた個人 ・被害を受けた者から捕獲等の依頼を受けた者又は法人等(市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。)	

(別表) ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカの被害の防止の目的での捕獲に係る留意点

項 目	ツキノワグマ	ニホンザル
許可対象者	予察捕獲(残雪期の捕獲) 市町村 農林業被害捕獲 市町村、農業協同組合又は森林組合 人に対する危害防止 市町村	市町村、農業協同組合又は森林組合
捕獲期間	予察捕獲 捕獲区域ごとに3月下旬から5月下旬までの連続した1か月以内(1回に限る) 農林業被害捕獲 被害発生地区ごとに連続した1か月以内 人に対する危害防止 防止対策が必要な地区ごとに連続した1か月以内	被害発生地区ごとに年度内で12か月以内
捕獲の方法	適正な捕獲を図るため、次の方法により実施するものとする。 ・予察捕獲、農林業被害捕獲及び人に対する被害防止 …… 銃器、はこわな	適正な捕獲を図るため、次の方法により実施するものとする。 ・農作物への被害が突発的に発生する場合及びはこわな等の使用が困難な場合 } 銃器 ・農作物への被害が恒常的に発生する地域及び人家付近等で銃器が使用できない場合 } はこわな
関係機関への通知	人に対する危害防止のため捕獲許可申請を行う場合は、地域機関(新潟市にあつては県環境対策課)、市町村、警察署、狩猟者団体、鳥獣保護管理員、農業協同組合、森林組合等から構成される「鳥獣被害対策チーム」で情報を共有し、連携して対応する。	
その他の留意点	○情報の収集 県及び市町村長は、ツキノワグマの出没状況等の資料を集め、適正な管理ができるよう努める。 ○被害防除方法の確立 市町村長等は、追い払い等の捕獲によらない防除方法の体制の確立に努めるものとする。 ○人身被害の未然防止 人に対する危害を未然に防止するため、県及び市町村は、次のとおり広報活動等を行うものとする。 1 市町村長は、登山、ハイキング、山菜取りなどのための入山者とツキノワグマの接触を防止するため、立看板などによる広報を行う。 2 市町村長は、ツキノワグマ出没の情報があった場合、新潟県ツキノワグマ出没対応マニュアル等により対応する。 3 市町村長は、農林水産物等に被害が発生した場合、速やかに地区住民に周知するとともに、関係する農業協同組合長又は森林組合長と連携し対策を講ずる。 4 ツキノワグマによる人身事故は、突然の遭遇や、子連れの母グマによるものがほとんどであることから、県及び市町村は、接触防止に効果があるとされている次の方法を、関係者に周知するものとする。 また、ツキノワグマと遭遇した際に有効とされている対応についても周知する。 (1) 入山する場合は、できるだけ複数名で入山すること。 (2) やむを得ず1人で入山する場合は、鈴、携帯ラジオなどの音の出るもので人の存在をツキノワグマに早く知らせること。 (3) 山道及び登山道の曲がり角、稜線への上がり口などは大声を出すなどツキノワグマと突然遭遇しないよう注意すること。 (4) ツキノワグマは溪流近くで生活することが多いため、沢や溪流に入るときは、十分に注意すること。 (5) 子グマがいた場合は、近くに母グマがいるので、直ちに静かに立ち去ること。 ○捕獲頭数 捕獲頭数については新潟県第三期ツキノワグマ管理計画による。	○情報の収集 県及び市町村長は、ニホンザルの出没状況等の資料を集め、適正な捕獲ができるよう努める。 ○被害防除方法の確立 市町村長等は、捕獲による被害防除のみならず、電気柵の使用等被害防除方法の確立に努めるものとする。 ○人身被害の未然防止 人里地域に出没した場合は、「鳥獣被害対策チーム」を中心に、地域住民への周知と注意喚起、パトロール等を実施する。

(別表) ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカの被害の防止の目的での捕獲に係る留意点

項目	イノシシ	ニホンジカ
許可対象者	市町村、農業協同組合、森林組合又は森林管理署※ ただし、捕獲等を安全に実施できると市町村長が認めた場合はこの限りでない。	市町村、農業協同組合、森林組合又は森林管理署※ ただし、捕獲等を安全に実施できると市町村長が認めた場合はこの限りでない。
捕獲期間	被害発生地区ごとに年度内で12か月以内	被害発生地区ごとに年度内で12か月以内
捕獲の方法	適正な捕獲を図るため、次の方法により実施するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシが目視により確認可能で、農地など矢先の安全が確認出来る場合 } 銃器 ・けもの道など、恒常的に同一通路を利用することが分かる場合 } くくりわな ・農作物への被害が恒常的に発生する地域及び人家付近等で銃器が使用できない場合 } はこわな、囲いわな 	適正な捕獲を図るため、次の方法により実施するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカが目視により確認可能で、農地など矢先の安全が確認出来る場合 } 銃器 ・けもの道など、恒常的に同一通路を利用することが分かる場合 } くくりわな ・農作物への被害が恒常的に発生する地域及び人家付近等で銃器が使用できない場合 } はこわな、囲いわな
関係機関への通知		
その他の留意点	<p>○情報の収集 市町村長は、出猟カレンダー調査により、イノシシの生息数の管理ができるよう努めるものとする。</p> <p>○被害防除方法の確立 市町村長等は、捕獲による被害防除のみならず、侵入防止柵の使用等被害防除方法の確立に努めるものとする。</p> <p>○人身被害の未然防止 人里地域に出没した場合は、「鳥獣被害対策チーム」を中心に、地域住民への周知と注意喚起、パトロール等を実施する。</p> <p>○捕獲頭数 新潟県第三期イノシシ管理計画による。</p>	<p>○情報の収集 市町村長は、出猟カレンダー調査により、ニホンジカの生息数の管理ができるよう努めるものとする。</p> <p>○被害防除方法の確立 市町村長等は、捕獲による被害防除のみならず、侵入防止柵の使用等被害防除方法の確立に努めるものとする。</p> <p>○人身被害の未然防止 人里地域に出没した場合は、「鳥獣被害対策チーム」を中心に、地域住民への周知と注意喚起、パトロール等を実施する。</p> <p>○捕獲頭数 新潟県第二期ニホンジカ管理計画による。</p>

※農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いて捕獲を行う場合を除く。

⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

被害の防止の目的での捕獲の実施の適正化・迅速化を図るため、関係市町村、農林漁業者及び地域住民等関係者に対する鳥獣捕獲制度の周知を徹底するとともに、対象鳥獣の安全で効果的な捕獲が実施できるよう、市町村長等へ複数の捕獲従事者で構成する捕獲隊の編成等について助言を行うよう努める。

特に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(以下「特措法」という。)に基づく市町村被害防止計画との連携を図り、適切かつ効果的な実施が図られるよう助言又は指導を行う。

また、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、狩猟者団体と連携し、新規狩猟免許取得希望者を対象とした講習会の実施など狩猟免許取得者の増加につながる取組を進めるとともに、市町村又は農林水産業団体の職員等を新たな担い手として育成する取組を推進するよう努めるものとする。

イ 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

対象鳥獣名	対象地域
特に著しい被害を発生させている鳥獣	特に著しい被害の発生している地域

ウ 指導事項の概要

- 1) 被害の防止の目的での捕獲を実施する市町村、農林水産業団体等に対し被害状況調査及び年間駆除実施計画樹立のための助言又は指導を行う。
- 2) 捕獲隊は市町村、地域機関、狩猟者団体、土地所有者等の関係者が協議した上で、複数人の編成とする。
- 3) 捕獲隊員は、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している必要があるため、当該市町村に住所を有する者とする。
ただし、意欲と能力を有する人材確保の観点から、市町村長が必要と認める場合にはこの限りでない。
- 4) 市町村長等は捕獲隊員に指示書を交付し、捕獲事業の内容を十分了知させ、危険のないよう実施するものとする。
- 5) ツキノワグマ等特に危険を伴う獣類の捕獲に当たっては、市町村長が捕獲隊員に対し責任を持って指導するものとする。

2-4 その他特別の事由の場合

捕獲等の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項	
博物館、動物園その他これに類する施設における展示	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)	6か月以内	施行規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。	法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。		原則として左の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者(原則として新潟県内に住所を有する者)又はこれらの者から依頼を受けた者。	人工養殖が可能と認められる種類で過度の近親交配の防止に必要な数(羽又は個)	6か月以内	施行規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。	網、わな又は手捕		
鶺鴒飼漁業への利用	知事	鶺鴒飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。	ウミウ又はカワウ。鶺鴒飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数(羽又は個)	6か月以内	施行規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。	手捕		
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為(いづれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合は除く)	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)	30日以内	施行規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。	法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。	行事等に用いた後は放鳥獣する(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)	
その他公益上必要があると認められる目的	知事	捕獲の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準ずる。						

(注) 希少鳥獣については許可権者は環境大臣。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等は捕獲目的に照らして、特に次の点に留意し、適正に処理させる。

- (ア) 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。
- (イ) 豚熱(CSF)等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。
- (ウ) 捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり、違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にする。
- (エ) 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する方針」(平成7年総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。
- (オ) 錯誤捕獲した個体は、原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きのまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。
錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。
- (カ) 捕獲物を活用する場合は、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」(厚生労働省 平成26年11月)により安全確保に努めるよう周知する。また、捕獲物の資源としての活用は捕獲意欲を高める一因となることを踏まえ、安全な有効利用について、市町村、関係団体等と連携しながら検討していくこととする。
- (キ) ツキノワグマの捕殺個体の処分方法については、ツキノワグマ管理計画によるものとする。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を指示書(別記様式1)により具体的に指示するとともに、従事者の台帳(別記様式2)を整備させる。また、従事者に捕獲等実施中の標識掲示、捕獲従事者への従事者証携帯及び従事者腕章着用を指示させる。

(3) 危険の予防

- (ア) 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に捕獲等実施内容(区域、期間、日時等)を関係機関、周辺自治体、周辺施設等へ周知させる。
- (イ) 捕獲等実施主体の責任者の立ち会い、捕獲等の指示、捕獲許可証等の携帯の確認、捕獲物の確認、報告の聴取をさせる。
- (ウ) 空葉莢の回収、一括処理させる。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマやカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマやカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。

なお、やむを得ず捕獲する場合は、捕獲許可等の手続を行うものとする。

別記様式 1

第 号

交付年月日 年 月 日

鳥 獣 捕 獲 事 業 指 示 書

法人名
法人の代表者氏名

従事者氏名		に対する指示内容
-------	--	----------

捕獲期間	
捕獲方法	
捕獲区域	
捕獲鳥獣名及びその割当員数	
捕獲鳥獣の処理方法	

鳥 獣 捕 獲 報 告 欄

鳥 獣 名	捕 獲 数	捕 獲 区 域	処置の概要

注 意 事 項

- 1 鳥獣捕獲に従事する際には、本指示書を必ず携帯すること。
- 2 従事者は、法人に対し適宜鳥獣の捕獲状況について報告し、その指示を受けること。
- 3 指示された捕獲期間満了後は速やかに、交付を受けた法人に、必要事項を記載の上返納すること。

備 考

指示内容を変更した場合には、指示内容を変更した期日を明らかにして変更された指示内容を記載するか、新たに鳥獣捕獲事業指示書を交付し、従来の指示書は回収すること。

別記様式 2

鳥 獣 捕 獲 従 事 者 台 帳 の 様 式

	記 載 項 目	内 容	備 考
従事者に関する事項	従事者証の番号		
	従事者証の有効期限		
	住所		
	職業・氏名		
	生年月日		
指示事項	捕獲期間		
	捕獲方法		
	捕獲区域		
	捕獲鳥獣名及びその割当員数		
	捕獲鳥獣の処理方法		
捕獲の記録	捕獲鳥獣名及びその員数		
	捕獲鳥獣の処理方法		
備 考			
<ol style="list-style-type: none"> 1 従事者一人についての記載事項は一葉にまとめて記載すること。 2 記載内容が変更された場合には、その変更があった期日を明らかにしその変更された内容を備考欄に記載すること。 			

3-2 許可権限の市町村長への移譲

ア 被害の防止の目的での捕獲等の場合

迅速な対応及び地域の実情に即した運用を図るため、下表のとおり市町村で処理するものとし、この取り扱いについては、法、施行規則及び法第3条に基づく環境大臣の定める基本指針に基づき策定された本事業計画によるものとする。

市町村は、鳥獣捕獲許可の適正な実施を図るため、年度ごと又は必要に応じて、許可事務の執行状況報告を県等に行う。

また、広域的な視点の確保や隣接市町村との連携強化を図るため、原則として地域振興局健康福祉(環境)部(以下、「地域機関」という。)の管轄区域及び新潟市の区域において、地域機関(新潟市にあつては県環境対策課)、市町村、警察署、狩猟者団体、鳥獣保護管理員、農業協同組合、森林組合等から構成する鳥獣被害対策チームを設ける。

市町村	対 象 種	備 考
全市町村	以下の鳥獣及び希少鳥獣を除く鳥獣。 ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イノシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシ。 ※希少鳥獣は環境大臣許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲区域が複数市町村にまたがる場合は、県で処理する。 ・ 飛行場の区域内で航空機の安全航行のため捕獲を行う場合は、県で処理する。 ・ 卵を採取する場合は県で処理する(「新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」別表(3)9に規定する市町村は除く)。

イ 被害の防止の目的での捕獲等以外の場合

地域の実情に即した運用を図るため、下表のとおり市町村で処理することとし、この取り扱いについては、法、施行規則及び法第3条に基づく環境大臣の定める基本指針に基づき策定された本事業計画によるものとする。

市町村は、鳥獣捕獲許可の適正な実施を図るため、年度ごと又は必要に応じて、許可事務の執行状況報告を県等に行う。

区分	捕獲の目的	市町村	対象種	備考
市町村処理 事務	学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む)	全市町村	以下の鳥獣及び希少鳥獣を除く鳥獣。 ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシ。 ※希少鳥獣は環境大臣許可	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲区域が複数市町村にまたがる場合は県で処理する。 卵を採取する場合は県で処理する(「新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」別表(3)9に規定する市町村は除く)。

3-3 鳥類の飼養登録

(1) 方針

以下の点に留意しつつ個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう市町村に対し助言する。

ア 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照合し確認した上で行うこと。

イ 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する、高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。

エ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないようにすること。

(2) 飼養の適正化のための指導内容

野鳥愛護者が、法に基づいて適正に飼養することができるよう販売店へ巡回指導を行う。

飼養登録申請に際し、鳥類の違法な飼養を防ぐために、個体管理のための足環の装着等について飼養者等を指導するよう市町村に助言する。
(指導・助言方法)

・県・市町村広報、インターネット等を通じて飼養適正化について住民に周知する。

・鳥獣保護管理員等が、鳥獣商、スーパー及び愛玩飼養者等を巡回し、飼養個体の確認等を行い、適正化を図る。

3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 方針

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のいずれにも該当する場合に許可する。

①販売の目的が法第24条第1項又は施行規則第23条に規定する目的に適合すること。

②捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足輪を装着させること等とする。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

既設の特定猟具使用禁止区域のうち今期間中に期間満了するものは、区域の見直しを行い再指定することとし、銃猟等による事故を未然に防止する。

また、特定猟具の使用に伴う危険の予防等のため、以下の区域について、地域の要望等も考慮の上、指定の要否を検討し、危険が発生すると予測される場合、速やかに特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための区域

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所、衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所及び静穏を保持するための地区（社寺境内及び墓地）、その他銃猟による事故発生のおそれのある地区

イ わな猟に伴う危険を予防するための区域

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所並びに静穏を保持するための地区（社寺境内及び墓地）、その他わな猟による事故発生のおそれの高い地区

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既設特定猟具 使用禁止区域 (A)	本計画期間に新規に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域 (再指定を含む、面積は増加分)						
			R4	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4	R5	R6	R7	R8	計(C)
銃猟に伴う危険を予 防するための地区	箇所	48						0						0
	面積(ha)	12,521.0						0.0						0.0
わな猟に伴う危険を 予防するための地区	箇所	0						0						0
	面積(ha)	0						0						0

本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域 (再指定を含む、面積は減少分)						本計画期間に廃止または期間満了により 消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期 中の増△減 *	計画終了時 の特定猟具 使用禁止区域 **
R4	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4	R5	R6	R7	R8	計(E)		
1					1						0	0	48
134.3					134						0.0	△ 134.3	12,386.7
					0						0	0	0
					0						0	0	0

* 箇所数については、B-E
面積については、B+C-D-E
** 箇所数については、A+B-E
面積については、A+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

ア 銃猟に伴う危険を予防するための区域

年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間(年)	備 考
4	新潟市・聖籠町地内	新潟空港(銃器)	430	10	再指定
	加茂市地内	下条川(銃器)	38.4	10	再指定
	燕市・長岡市地内	信濃川・大河津分水路分派点(銃器)	165	10	再指定
	南魚沼市地内	浦佐(銃器)	10.2	10	再指定
	南魚沼市地内	伊田川(銃器)	1.6	10	再指定
	柏崎市地内	北鯖石小学校(銃器)	120	10	再指定
	上越市地内	谷内池(銃器)	13.1	10	再指定
	妙高市地内	妙高(銃器)	140	10	再指定
	上越市地内	関山演習場(銃器)	1,968.4	10	再指定・区域減少
計		9箇所	2,886.7		
5	新潟市地内	新津川・能代川(銃器)	413	10	再指定
	南魚沼市地内	魚野川(銃器)	53	10	再指定
	柏崎市地内	松波(銃器)	108	10	再指定
計		3箇所	574		
6	新発田市地内	築地原(銃器)	220	10	再指定
	新潟市地内	松浜・新潟東港(銃器)	3,197	10	再指定
	新潟市地内	信濃川(銃器)	596	10	再指定
	三条市地内	三条市中浦ヒメサユリ森林公園(銃器)	140	10	再指定
	長岡市地内	細越(銃器)	43	10	再指定
	長岡市地内	藤橋遺跡(銃器)	33	10	再指定
	柏崎市地内	刈羽新池(銃器)	2.8	10	再指定
	上越市地内	三和(銃器)	41.7	10	再指定
計		8箇所	4,273.5		
7	新潟市地内	阿賀野川下流(銃器)	422	10	再指定
	三条市地内	農業総合研究所畜産研究センター(銃器)	61	10	再指定
	南魚沼市地内	塩沢(銃器)	81	10	再指定
	十日町市地内	浅河原(銃器)	20	10	再指定
	上越市地内	茶屋ヶ原・吉浦(銃器)	47	10	再指定
計		5箇所	631		

年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間(年)	備 考
8	新潟市地内	通船川水面貯木場(銃器)	246	10	再指定
	新潟市地内	鳥屋野潟(銃器)	547	10	再指定
	新潟市地内	東大通川(銃器)	34	10	再指定
	燕市地内	中ノロ川(銃器)	155	10	再指定
	南魚沼市地内	塩沢(銃器)	81	10	再指定
	上越市地内	長峰池(銃器)	133	10	再指定
	上越市地内	西福島(銃器)	197	10	再指定
	上越市地内	保倉川(銃器)	193	10	再指定
	上越市地内	上吉野(銃器)	180	5	再指定
計		9箇所	1,766		
合計		34箇所	10,131.2		

イ わな猟に伴う危険を予防するための区域
指定の予定なし

2 特定猟具使用制限区域の指定

休猟区解除直後等において、狩猟者が集中的に入猟し、銃猟及びわな猟に伴う事故が多発すると思われる区域がある場合は、地元市町村、狩猟者団体、警察署等と協議の上、必要に応じて特定猟具使用制限区域を指定するよう努める。

3 猟区設定のための指導

当県は猟野が広く、区域を定めて入猟者数、入猟日及び狩猟鳥獣の制限を行わなければならない現状ではないが、長期的な視野に立って、猟区の管理経営に必要な技術と能力を有する者の育成に努める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外の区域について指定するものとする。特に鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒の状況などの現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 指定計画

名称	面積 (ha)	存続期間	指定猟法禁止区域への移行	備考
阿賀野川鉛散弾規制地域	360.2	平成12年11月15日～無期限	平成20年11月	

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関すること

(1)方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て総合的に講じることにより科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進し、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するため、第一種特定鳥獣保護計画を策定する。

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
		作成の予定なし			

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関すること

(1)方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により顕著な農林水産業被害等、人と野生鳥獣との軋轢が深刻化している地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て総合的に講じることにより科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、第二種特定鳥獣管理計画を策定し関係市町村と連携して対策を進める。

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度	地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、生息数を適正な水準に管理し、その生息域を適切な範囲に縮小並びに人身被害の防止及び農林業被害の低減を図るため	ツキノワグマ	令和4～8年度	県内全域	第三期
令和3年度	農作物被害及び人的被害の軽減を図るとともに個体群の管理を行い、人と野生鳥獣の共存を図るため	ニホンザル	令和4～8年度	県内全域	第三期
令和3年度	農作物被害及び人的被害の軽減を図るとともに個体群の管理を行い、人と野生鳥獣の共存を図るため	イノシシ	令和4～8年度	県内全域	第三期
令和3年度	農作物被害及び人的被害の軽減を図るとともに個体群の管理を行い、人と野生鳥獣の共存を図るため	ニホンジカ	令和4～8年度	県内全域	第二期
令和4年度 (予定)	水産物被害の軽減を図るとともに個体数の管理を行い、人と野生鳥獣の共存を図るため	カワウ	令和5～9年度 (予定)	県内全域	第二期

3 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関すること

(1) 方針

第二種特定鳥獣管理計画の目的を効果的、効率的に実施するため、県及び市町村は必要に応じて実施計画を作成するものとする。なお、ツキノワグマについては、他の種に比べ地域個体群の安定維持を図る観点から捕獲数の上限を決めた管理を行う。

(2) 実施計画

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和4～8年度	管理及び被害軽減	ニホンザル	単年度	県:全県 市町村:市町村の区域	
令和4～8年度	管理及び被害軽減	イノシシ	単年度	県:全県 市町村:市町村の区域	
令和4～8年度	管理及び被害軽減	ニホンジカ	単年度	県:全県 市町村:市町村の区域	

(注) 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の計画期間は、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内とする。

指定管理鳥獣等捕獲事業を実施する地域においては、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画と整合を図るものとする。

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 方針

特定計画を策定した鳥獣について、その計画の実施状況の検討・評価を行うため、当該鳥獣の生息状況を調査する。鳥獣保護及び管理、狩猟行政推進の基礎資料を作成するため、優れた自然環境を有する地域及び鳥獣保護区での鳥獣生息状況、希少鳥類、農林水産業に被害を及ぼす鳥獣等について、鳥獣愛護団体等調査団体の育成を図りつつ調査を行い、鳥獣の生息状況を明らかにする。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

鳥獣保護事業遂行に必要な資料を得るため、優れた自然環境に生息する鳥獣、希少鳥類、鳥獣保護区等について、生息状況調査を行う。捕獲情報を5km メッシュ又は1km メッシュを単位として収集し、生息分布情報の標準化を図る。

(2) 鳥獣生息分布調査

本県を代表する、優れた自然環境(ブナ林等)を有する地域について、鳥獣の生息状況を調査する。

対象鳥獣	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
鳥獣生息分布調査 (鳥類全般)	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 調査の種類:鳥獣生息分布調査(分布、生息環境調査) 調査方法:現地調査 ロードサイドセンサス(約3~8km) 必要に応じ、既存資料、文献調査等を加える。 	三面(村上市)、中野俣(長岡市)、中之島(南魚沼市)	繁殖期 (5~7月)
	令和5年度		胎内(胎内市)、山ノ相川(長岡市)、伊達原(十日町市)	
	令和6年度		清潟(新発田市)、麒麟山(阿賀町)、いもり池(妙高市)	
	令和7年度		鼓岡(胎内市)、秋葉(新潟市)、八木ヶ鼻(三条市)	
	令和8年度		国上山(燕市)、秋葉山(長岡市)、放山(上越市・糸魚川市)	

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

環境省が都道府県に依頼して行う全国一斉調査に合わせ、1月中旬、県下一斉に渡来・越冬状況を調査する。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
1 北新地大地、2 加治川、3 五十公野公園・升潟、4 新潟東港、 5 弁天潟、6 瓢湖、7 阿賀野川(小杉~六郷)、8 阿賀野川(都辺田橋合流点)、 9 福島潟、10 鳥屋野潟・清五郎池、11 佐潟・上佐潟・御手洗潟、 12 信濃川(与板橋~分水堰)、13 五十嵐川(鶴亀橋下流)、 14 五十嵐川・遊水池、15 信濃川(蔵王橋~釜ヶ島)、16 西山刈羽湖沼群、 17 山本山調整池、18 十日町市信濃川、19 朝日池・鶴の池、20 大池・小池、 21 保倉川・遊水池、22 加茂湖、23 国仲平野	令和4~8年度	<ul style="list-style-type: none"> 調査の種類:分布調査 調査方法:現地にて、原則として午前9時から1時間にわたり、種類及び個体数を調査する。 	

(4) 狩猟鳥獣生息調査

主な狩猟鳥獣については、狩猟等による捕獲情報により生息状況等の変化の状況を調査する。

狩猟による捕獲数の多いキジ、ヤマドリについては、出合い数調査を継続する。

水産被害が発生しているカワウについては、生息状況調査を継続し、生息数の変化を把握することとし、指定管理鳥獣は、狩猟等による捕獲の結果を個体数推定の基礎資料として活用する。

また、個体群の安定的維持を図る必要があるツキノワグマについては、捕獲位置情報、捕獲年月日、捕獲個体の性別等の狩猟等による捕獲情報を収集し、個体数推定の基礎資料として活用する。

タヌキ・ハクビシン・アライグマについては、狩猟者登録証返納の際の捕獲情報等により、生息分布等の情報を収集する。

なお、ヤマシギ、ヨシガモ等減少が懸念される狩猟鳥獣については、必要に応じ、その生息数や生息密度を含めて、国と連携して調査を行う。

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
キジ・ヤマドリ	令和4～8年度	初狩猟日における出合い数調査を実施する。 狩猟者登録証返納の際、捕獲場所等の捕獲情報について収集する。	
カワウ	令和4～8年度	県内全域を対象に現地調査による生息状況を調査する。 狩猟者登録証返納の際、捕獲場所等の捕獲情報について収集する。 現地調査：県内の主要なねぐら(集団繁殖地)の分布、営巣状況を調査し、個体数を把握する。	
指定管理鳥獣	令和4～8年度	狩猟者等からの報告により、捕獲効率・目撃効率を分析し、個体数推定の基礎資料とする。 狩猟者登録証返納の際、捕獲場所等の捕獲情報について収集する。	
ツキノワグマ	令和4～8年度	狩猟者等からの捕獲情報報告により、生息状況調査の個体数推定の基礎資料とする。	
タヌキ・ハクビシン ・アライグマ	令和4～8年度	狩猟者登録証返納の際の捕獲情報により生息分布等の情報を収集する。	

(5) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査、被害状況調査及び総合解析により生息状況調査を行う。

第二種特定鳥獣管理計画が定められている指定管理鳥獣にあつては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

対象鳥獣	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ツキノワグマ	令和4 ～8年度	調査の種類: 生息状況調査 調査の内容等 ① 調査内容 目撃したもの及び狩猟等により捕獲されたものを対象とする。 ② 目撃状況報告収集 目撃者から情報を収集する。 ③ 捕獲状況報告収集 捕獲者から次の情報を収集する。 ・捕獲位置情報、捕獲年月日 ・捕獲個体の状況(性別、体長、体重など) ・捕獲個体からの試料採取 ・捕獲個体の処理方法 ・CPUE調査、SPUE調査 ④ カメラ調査(自動撮影) ⑤ 堅果類豊凶状況調査 ⑥ 総合解析により、生息状況、分布状況について把握	県内のツキノワグマ生息地 (奥地、急峻地等調査困難地を除く)	通年
ニホンザル	令和4 ～8年度	調査の種類: 生息状況調査 調査の内容等 ① アンケート調査により分布状況、農林業被害の実態等を把握 ② 管理捕獲実績の分析による分布状況さらにその経年変化等の把握 ③ 聞き取り調査により分布状況さらにその経年変化等の把握 ④ 隣接県の情報を収集、解析することにより、広域的分布の変遷や侵入経路について把握 ⑤ 出没カレンダー調査により群れの分布、頭数及び加害レベルを把握 ⑥ 総合解析により、生息状況、分布状況について把握	全県(奥地、急峻地等調査困難地を除く)	通年
イノシシ	令和4 ～8年度	調査の種類: 生息状況調査 調査の内容等 ① アンケート調査により分布状況、農林業被害の実態等を把握 ② 狩猟等捕獲実績の分析による分布状況さらにその経年変化等の把握 ③ 隣接県の情報を収集、解析することにより、広域的分布の変遷や侵入経路について把握 ④ CPUE・SPUE調査(出猟カレンダー) ⑤ 総合解析により、生息状況、分布状況について把握	全県(奥地、急峻地等調査困難地を除く)	通年
ニホンジカ	令和4 ～8年度	調査の種類: 生息状況調査 調査の内容等 ① アンケート調査により分布状況、農林業被害の実態等を把握 ② 狩猟等捕獲実績の分析による分布状況さらにその経年変化等の把握 ③ 隣接県の情報を収集、解析することにより、広域的分布の変遷や侵入経路について把握 ④ CPUE・SPUE調査(出猟カレンダー) ⑤ 糞塊密度調査 ⑥ カメラ調査(自動撮影) ⑦ 総合解析により、生息状況、分布状況について把握	全県(奥地、急峻地等調査困難地を除く)	通年

対象鳥獣	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
カワウ	令和4 ～8年度	調査の種類: 生息状況調査 調査の内容等 ① アンケート調査により分布状況、水産業被害の実態等を把握 ② 狩猟等捕獲実績の分析による分布状況さらにその経年変化等の把握 ③ コロニー及びびねぐらを調査し、生息状況等を把握	全県(奥地、急峻地等調査 困難地を除く)	通年

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区について、保護区の設定効果を確認するため、既設保護区で期間の更新が予定されている地域を対象に、生息状況調査を行い、生息鳥獣類の資料とする。

対象保護区等の名称	調査年度	調査方法・内容	備考
瀬波(村上市)、松之山(十日町市)	令和4年度	・調査の種類:鳥獣生息分布調査(分布、生息環境調査) ・調査方法:現地調査 ロードサイドセンサス、及び定点センサス(約3~8km) 必要に応じ、既存資料、文献調査等を加える。	
鷹の巣(関川村)、柏崎(柏崎市)	令和5年度		
弁天瀧(聖籠町)、悠久山(長岡市)	令和6年度		
乙(胎内市)、二貫寺の森(上越市)	令和7年度		
一の宮(佐渡市)、山崎(阿賀野市)	令和8年度		

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲(登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲)においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じて捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)、成獣(鳥)の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化(標準化)を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から単位努力量当たり捕獲数及び目撃数の算定や個体数の推定を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目(鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等)を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲等に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

鳥獣の種類	収集すべき基本的な項目	錯誤捕獲の実態の把握方法	備考
ツキノワグマ	捕獲位置情報、捕獲年月日、捕獲個体情報 捕獲個体の試料採取、捕獲個体の処理情報、捕獲努力量	市町村、狩猟団体等を通じて情報把握を行う	
ニホンザル	捕獲位置情報、捕獲年月日、捕獲個体情報 捕獲個体の処理情報	市町村、狩猟団体等を通じて情報把握を行う	
イノシシ	捕獲位置情報、捕獲年月日、捕獲個体情報 捕獲個体の処理情報、捕獲努力量	市町村、狩猟団体等を通じて情報把握を行う	
ニホンジカ	捕獲位置情報、捕獲年月日、捕獲個体情報 捕獲個体の処理情報、捕獲努力量	市町村、狩猟団体等を通じて情報把握を行う	

(3) 制度運用の概況情報

法に基づいて行う制度の運用に係る情報については、鳥獣保護管理事業計画の変更に活かすとともに国に提供する。

4 新たな技術の研究開発

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

冬期間を含め、年間を通じて捕獲できる、わな等捕獲技術の開発やICT等を活用した捕獲技術の普及に努める。

(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなどの技術の開発を進め、普及に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

必要に応じ技術の開発を進め、普及に努める。

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

本庁は環境局環境対策課自然共生室に、地域機関では地域振興局健康福祉(環境)部に職員を配置し、鳥獣行政及びその指導と取締りにあたる。

また、本庁の直接管理下にある佐渡トキ保護センターにおいてトキの人工増殖事業及び野生復帰関連事業を、さらに愛鳥センター紫雲寺さえずりの里を拠点に鳥獣の保護及び管理についての啓発・普及及び傷病鳥獣救護事業を行う。

なお、これらの職員にあつては、鳥獣関係の専門知識向上に努めるとともに、関係部局及び市町村、関係団体等と連携し、鳥獣保護管理事業の効率的な推進を図ることとする。

(2) 設置計画

単位：人

区分 設置期間		現況			計画終了時			備考
		専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 地域機関	環境局環境対策課自然共生室	4	1	5	4	1	5	本庁は県の企画調整と新潟市(政令指定都市)の行政及び指導を行う。 地域機関は自己の所管する地域内の行政を行う。
	村上地域振興局健康福祉部							
	新発田地域振興局健康福祉環境部		2	2		2	2	
	新潟地域振興局健康福祉部		2	2		2	2	
	三条地域振興局健康福祉環境部		2	2		2	2	
	長岡地域振興局健康福祉環境部		2	2		2	2	
	魚沼地域振興局健康福祉部		2	2		2	2	
	南魚沼地域振興局健康福祉環境部		2	2		2	2	
	十日町地域振興局健康福祉部		2	2		2	2	
	柏崎地域振興局健康福祉部		2	2		2	2	
	上越地域振興局健康福祉環境部		2	2		2	2	
	糸魚川地域振興局健康福祉部		2	2		2	2	
	佐渡地域振興局健康福祉環境部		2	2		2	2	
	愛鳥センター紫雲寺さえずりの里			2		2	2	
	佐渡トキ保護センター	6		6	6		6	
		10(2)		10(2)	10(2)		10(2)	

() 専門的知見を有する職員数

(3) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣行政担当者会議	新潟県	4月	1回	ブロック	30人	当年度の事業計画及び鳥獣保護管理行政に係る研修を行い、行政推進上の問題点について検討を行う。 (県・市町村担当者)	
北海道、東北7県鳥獣行政担当者会議	持ち回り道県	10月～11月	1	ブロック	1	北海道、東北7県における鳥獣保護管理行政上の問題点について、意見交換を含めた研修を行う。 (県担当者)	
野生生物保護・管理研修	環境研修センター	10月～11月	1	全国	1	鳥獣保護管理及び狩猟制度、鳥獣の生態、鳥獣の調査、野生鳥獣保護思想の啓発・普及について研修を行う。 (県担当者)	
特定野生鳥獣の保護及び管理に係る研修	環境省	7～11月	3	全国	5	特定鳥獣の保護管理に係る研修を行う。 (県・市町村担当者)	
野生生物保護・管理行政担当者会議	環境省	1月～2月	1	全国	2	国の予算要求概要、鳥獣保護管理に係る国際及び国内の制度、鳥獣保護管理に係る諸問題について研修を行う。 (県担当者)	
全国環境保全主幹課長会議	環境省	6月～7月	1	全国	2	国の予算要求概要、環境保全政策に係る国際及び国内の制度、環境保全に係る諸問題について研修を行う。 (県担当者)	

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等において技術の向上を図る。

また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう研修等を行う。

(2) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	延べ人数	内容・目的	備考
銃による狩猟等の体験研修会	県	4月～9月	2回程度	全県	60人程度	研修期間：1日 研修内容：銃による捕獲等に関心のある県民を対象として、模擬銃等による射撃体験等の研修会	
狩猟免許取得希望者講習会	県	5月～10月	11回程度	全県	430人程度	研修期間：1日 研修内容：狩猟免許の取得を希望される県民を対象として、鳥獣保護管理法や猟具の取扱いについての講習会	
鳥獣被害対策本部研修会	県	通年	2回程度	全県	50人程度	研修期間：1日 研修内容：県、市町村、JA等関係団体担当者を対象として、鳥獣被害対策の先進事例、動物生態の専門家による被害対策の指導等の研修会	
市町村被害防止計画の実現に向けた地域指導者の育成	県	通年	15回程度	全県	500人程度	研修期間：1日 研修内容：県・市町村担当者、JA職員等を対象として、農作物への鳥獣被害防止対策を中心に学ぶとともに、地域への的確な指導・助言を行うための専門知識及び技術・手法を習得する研修会	
有害鳥獣捕獲担い手育成研修会	県	通年	1回程度	全県	30人程度	研修期間：1日 研修内容：狩猟免許取得後の経験が浅い狩猟者を対象に、技能向上を図る研修会	
新潟県野生鳥獣保護管理対策検討会	県	通年	2回程度	全県	100人程度	研修期間：1日 研修内容：市町村担当者を対象として、市町村の野生鳥獣被害対策の実施状況等について、動物生態の専門家から指導・助言を受ける検討会	

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

被害対策の担い手となる狩猟者は高齢化が進み、平成 27 年度までは減少傾向にあったものの、新規狩猟免許の取得希望者を対象とした講習会を開催するとともに、免許取得経費等に対する支援を行ったこともあり、近年は増加傾向にある(狩猟免許所持者数は平成 27 年度 2,619 名から令和2年度 3,115 名に増加)。

今後も長期的な鳥獣の保護及び管理の推進のために必要な狩猟者の育成及び確保のための対策を行う。また、広く県民に対し鳥獣の保護及び管理に関する情報を発信するとともに、関心のある方を対象に研修会等を開催する。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保

認定鳥獣捕獲等事業者は指定管理鳥獣捕獲等事業者の受託者として鳥獣の捕獲等事業に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣管理の担い手となることが期待されている。

長期的な鳥獣の捕獲及び管理の推進のために必要な認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保のための対策として県は鳥獣捕獲等事業者に対する技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じて、その従事者に対する技術の向上を図り、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維持及び向上を図るため必要な情報を提供する。

4 鳥獣保護管理センター等の設置

(1) 方針

自然とのふれあいを求める県民気運の高まりを受けて、探鳥会や野外観察会が活発に行われている。こうした背景を踏まえ、自然や野生鳥獣についての知識を深め、鳥獣保護思想の普及・啓発を図るため、平成元年度に愛鳥センター紫雲寺さえずりの里を設置した。平成2年5月のオープン以降、令和3年3月末までの利用者累計は 635,402 人となっている。利用内訳は、早朝探鳥会、野鳥集会、講演会、研修会への参加が主となっている。

また、傷病鳥獣救護施設を設置しており、令和2年度は、鳥類 87 種 426 羽及び獣類 2 種 3 頭を救護し、完治して放鳥獣されたものが鳥類 158 羽、獣類 1 頭となっている。

なお、第 13 次鳥獣保護管理事業計画期間において、鳥獣保護管理センター等としてのあり方について検討することとする。

(2) 鳥獣保護管理センター等の整備及び運営計画

区分	名称	年度	施設の所在地	面積	施設の規模・構造の概要	施設の内容	管理体制	利用の方針	備考
鳥 獣 保 護 セ ン タ ー	愛鳥センター 紫雲寺さえずり の里	平成2年 度	新潟県新発田市 藤塚浜海老池	90,000 ㎡	管理棟（鉄骨2階） 1棟 990.5 ㎡	事務室、研究室 図書室、資料室 展示室	直営 嘱託員 2名	一般公開 開館は9時～16時 (月曜日は閉館) 探鳥会、野鳥集会、 鳥獣保護研修会開 催の年計画を立て利 用者の便宜を図る 傷病鳥獣救護舎は 年間を通じて収容可 能にしておく	
					救護等 (木造平屋) 1棟 72.3 ㎡	作業、治療室 準備室、飼育室 飼料室			
					飼育室 (木造平屋) 4棟 294.0 ㎡	大型鳥舎 獣類、中型鳥舎 水鳥、小型鳥舎 フライングゲージ			
					車倉庫 (鉄筋平屋) 1棟 30.0 ㎡				
					観察舎 (木造平屋) 1棟 30.0 ㎡				
					自然観察路 1,100m 池 1,000 ㎡				

第9 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県は、長大な海岸線と三方を 2,000mクラスの山脈に囲まれ、中間地帯には信濃川、阿賀野川を始め多数の河川によって形成された平野が広がり、こうした変化に富んだ地勢を背景として、県内に生息する野生鳥獣は、その種類、量ともに多い。これまで本県では、本事業計画等を基に様々な鳥獣保護管理対策を実施してきたところであるが、特に近年は野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系への被害が深刻化している地域が出てきていることから、野生鳥獣の保護対策と管理対策をいかにバランスよく講じていくかが重要な課題となっている。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

該当なし。

3 狩猟の適正化

狩猟・鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

4 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

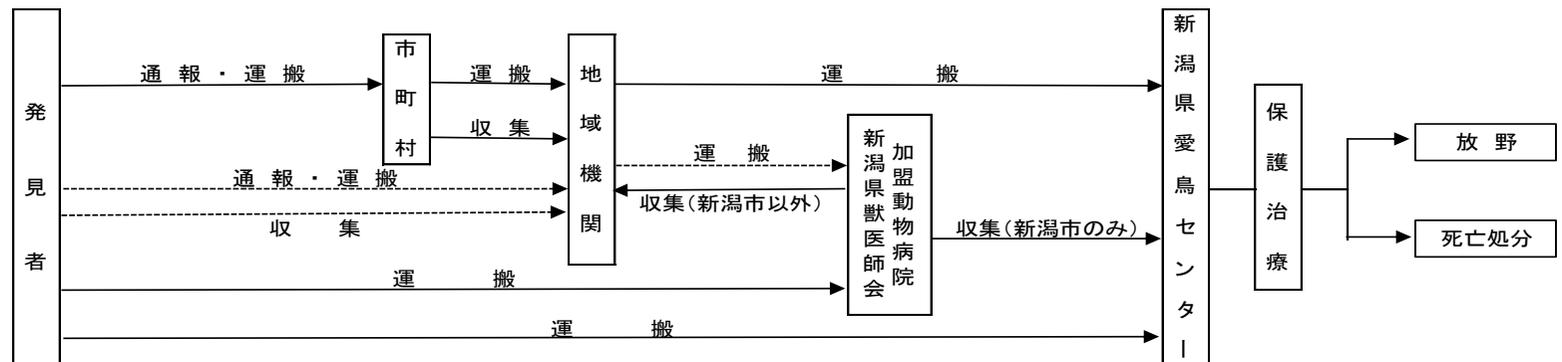
傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施することや、救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリング、傷病の発生原因の究明によるより効果的な予防措置を実施すること等を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る。

(2) 体制

傷病鳥獣の救護にあっては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、民間の参画を得ていくことが重要であることから、市町村、獣医師(獣医師団体を含む。)、自然保護団体と連携しながら、収容、終生飼養、リハビリテーション等に携わるネットワーク体制を構築し、研修等を通じてそれらの人材の育成を図る等、行政の指導監督等一定の関与の上で民間による積極的な取組みを推進する。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。

傷病鳥獣救護体制のフロー



(3) 傷病鳥獣の個体の処置

傷病鳥獣保護がなされた個体については、法令の必要な手続きを行った上で、必要なデータを収集し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能な個体については、治療、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養等を検討する。

収容に当たっては、鳥獣保護管理法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続きを行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して 30 日以内に、飼養登録をしなければならないことに留意すること。

(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を把握する。仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

- ①対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ②発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ、連携体制を整備する。また、民間を含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を、受講させるよう努める。

6 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、県民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

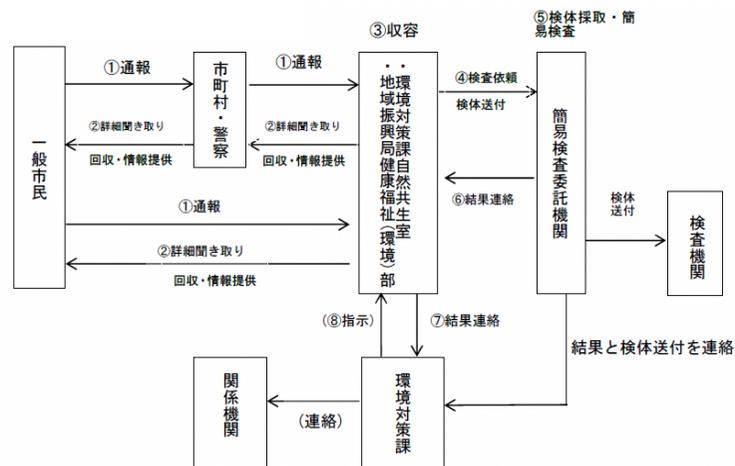
(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど、主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されている。高病原性鳥インフルエンザの早期発見、感染状況の把握、感染拡大防止のため、「新潟県野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき、死亡野鳥調査を実施するとともに、万一高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に備え、家畜衛生部局、警察部局及び市町村等関係機関と連携し、死亡野鳥等の鳥インフルエンザウイルスの保有状況等の調査及び調査結果を踏まえた迅速な対応に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

さらに、死亡野鳥等の鳥インフルエンザウイルスの保有状況等の調査により、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合は、「新潟県鳥インフルエンザ発生時対応方針」及び「新潟県鳥インフルエンザ発生時対策要領」に基づき、迅速かつ適切な対応を図る。

住民からの通報への対応

死亡野鳥に係る高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況等調査の体制フロー図



(2) 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)

平成 30 年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き(令和元年 12 月環境省・農林水産省)」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

(3) その他感染症

(1)、(2)以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、情報収集に努める。

(2) 安易な餌付けの防止

① 方針

鳥獣保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。

ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

イ 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行う。

ウ 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

② 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付け行為の防止	←												→	広報誌、パンフレット等による周知を行う	一般県民
生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理の防止	←												→		

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

区分	名称	年度	施設の所在地	面積	施設の規模・構造の概要	施設の内容	管理体制	利用の方針	備考
野鳥の森	新潟県野鳥の森	昭和49年度	新潟県西蒲原郡弥彦村	193,000㎡	野鳥観察路 延長1,850m 野鳥観察小屋 (軽量鉄骨平家) 1棟27.8㎡ あずま屋(木造) 1棟9.0㎡ 案内板 解説板 道路標識 給餌台 巣箱 食餌植物	延長1,850mのうち 1,380mは既存登山道等を活用	弥彦村に譲渡	一般公開	

(5) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、探鳥会等の活動の場を持つ小・中学校を引き続き愛鳥モデル校に指定し、身近な生息地の保護区等での保護活動の他、小・中学校を中心として地域も取り込んだ保護活動を行うものとする。

② 指定期間

原則として保護活動を行う鳥獣保護区の存続期間

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校が実施する探鳥会・野鳥集会に講師を派遣し、探鳥会パンフレット・鳥類図鑑などを提供するとともに、巣箱の作製・架設を指導する。また、愛鳥週間用ポスターコンクール等、愛鳥モデル校活動全般に対し、愛鳥モデル校担当教職員に協力する。

④ 指定計画

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			備考
	既設	新規	計													
小学校	22		22	22		22	22		22	22		22	22		22	
中学校	8		8	8		8	8		8	8		8	8		8	
その他の学校	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	
計	31		31	31		31	31		31	31		31	31		31	

(6) 法令の普及徹底

①方針

法に基づいた、鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の周知徹底、並びに狩猟、鳥獣捕獲及び飼養に関する法手続き及び規則等について現地指導、各種会議及び研修会等での指導強化を図るものとする。

②年間計画

重点項目	実施時期（月）												実施方法	対象者	備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1 鳥獣保護区等の周知	←												→	県ホームページや各種講習会	一般県民、狩猟者等	
2 鳥獣の捕獲規制等の法制度に関する周知	←												→	県ホームページや各種講習会	一般県民、狩猟者等	
3 狩猟制度に関する周知								←					→	県ホームページや各種講習会	一般県民、狩猟者等	